



環境経営の動向から見た 工場立地法

(株)日本総合研究所
足達英一郎



担当業務の紹介

- 三井住友フィナンシャルグループの調査研究機関。
- 1999年よりエコファンドのための企業情報の提供を開始。
- エコファンド：環境保全対策の取組みの進んだ企業に投資する投資信託。
- 約400社の企業から、調査票を回収するとともに各社の発行する環境報告書などを分析。



工場立地法の発想とは

- 工場と周辺的生活環境との調和を保つ。
- 工場は公害の元凶。規模の大きな工場ほど環境負荷が大きい(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)という前提。
- 規模の大きな工場ほど、空地や緑地を設けることで、周辺への環境負荷の影響を軽減できるとの考え。

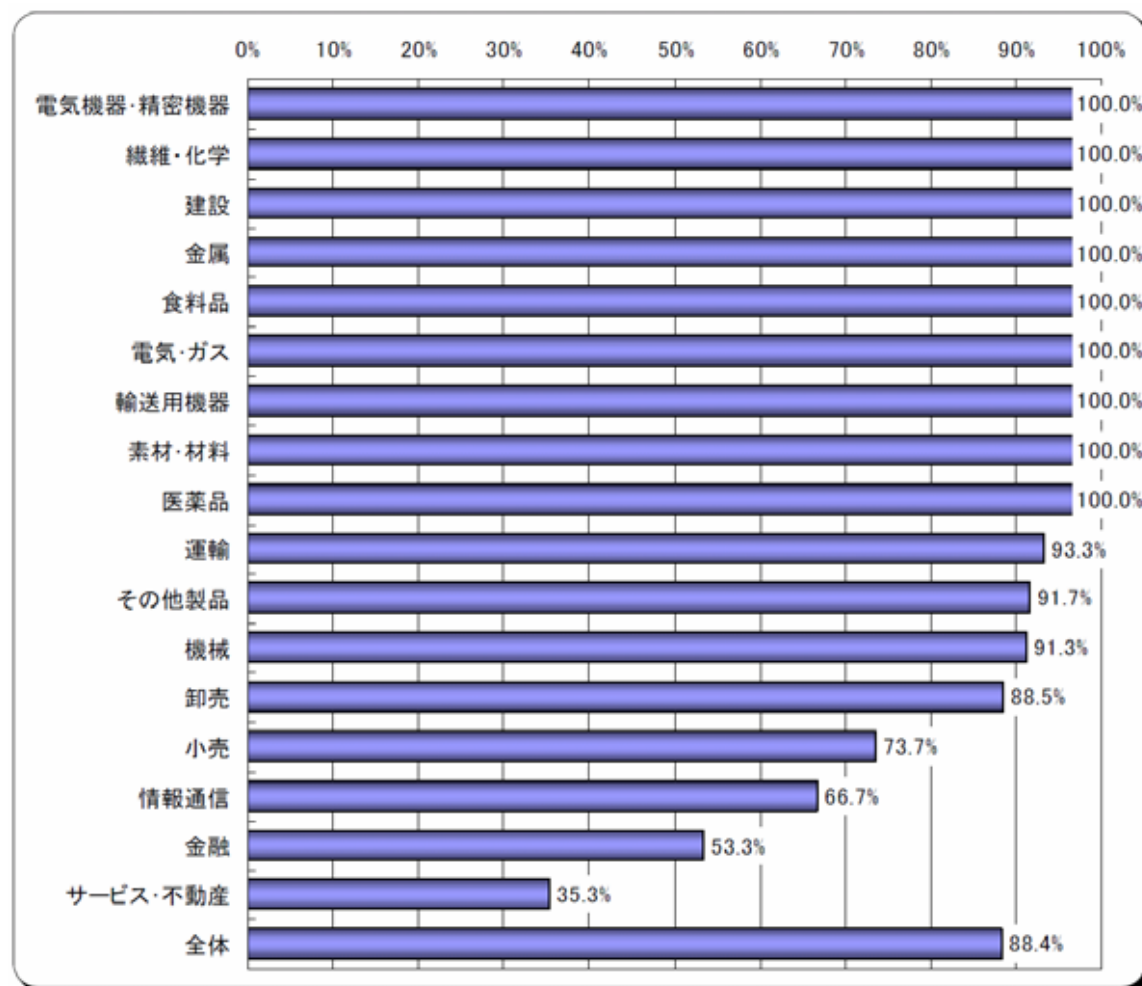


時代の変化

- 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などの環境影響は軽微になってきている。
 - 個別環境法令による規制の効果
 - 産業構造の変化や技術革新により原因自体がなくなっている。
- 大企業を中心に従来の公害対策には一応の目処が¹ついた。

環境マネジメントシステムの導入状況

N=361 (調査票環境編への有効回答企業)





温暖化防止という新しい視点

- 気候変動を原因とする確実な変化。
 - 氷河や氷帽の融解による氷河湖の増加と拡大
 - 永久凍土地域における地盤の不安定化
 - 山岳における岩なだれの増加
 - 春季現象(発芽、鳥の渡り、産卵など)の早期化
 - 動植物の生息域の高緯度、高地方向への移動
 - 北極および南極での生態系の変化
 - 湖沼や河川における水温上昇
 - 海面上昇における海岸侵食
 - 熱波による死亡、媒介生物による感染症リスク



温暖化防止という新しい視点

- この観点から工場立地法を見ると…。
 - 規模の大きな工場ほど環境負荷が大きいとはいえない。むしろ各社の省エネ努力により大きな差異がある。
 - 一方で企業にも緑地を増やすことは、大いに期待されている。



セル生産方式と環境負荷

- キヤノンは、多品種少量生産や生産量の変動に柔軟に対応するために、2002年末までに「ベルトコンベア方式」をすべて取り止め、一人で複数の工程を処理する「セル生産方式」を全世界54カ所の工場に導入した。
- 1999年に導入されて以降、「3000億円以上の在庫圧縮」、「東京ドーム18個分の工場床面積節約」、「2万2千人の現場作業員削減」を実現し、売上高原価率を10ポイント以上改善したと評価されている。
- この取組みは同時に、温暖化防止にもつながった。98年からの累計で炭酸ガスを54600トン削減。これは2002年にキヤノングループが排出した炭酸ガスの約9パーセントに相当する量となった。
- グループのキヤノン電子では、全事業拠点で「延床面積原単位」を指標とした二酸化炭素排出削減に取り組んでいる。2005年は基準年(2000年)対比8.6%改善の実績をあげている。



企業の森林整備への関心

- NTTドコモグループは、1999年から自然環境保護活動の一環として、「ドコモの森」づくりを推進。林野庁の「法人の森林」制度と社団法人国土緑化推進機構の「緑の募金」制度などを活用し、海外も含め32ヵ所、総面積は約123ha(野球グラウンド約87個分)の実績(2007年3月現在)。今後は、地球温暖化防止の観点から計画を早め、京都議定書第一フェーズ終了である2012年までに全国47都道府県すべてに「ドコモの森」を設置する予定。
- ロームは地球温暖化防止への貢献策として、2001年よりオーストラリア南部の都市ビクトリア州マウントキャンビア周辺で大々的にユーカリ植林を実施。「ロームの森」と名付けた植林は、2001年度に300ha、その後毎年100haずつ増やし、2008年までに1000ha(東京ドーム210個分の広さ)を予定。2005年度実績は総植林面積662ha。



生物多様性国家戦略の見直し

- 2006年3月、ブラジルのクリチバで開催された生物多様性条約の第8回締約国会合では、「企業部門はその活動が生物に重大な影響を与えているものの、条約実施への貢献が最も少ない利害関係者である」「企業部門による優良な取組を奨励することにより、条約の実施に大幅な貢献をもたらす可能性がある」ことを決議し、企業の経営方針や企業行動を(1)地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全する、(2)生物資源を持続可能であるように利用する、(3)遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分するという条約の目的に適合させることを要請。



まとめ

- 敷地面積に対する生産施設の面積割合の上限規制は時代状況と齟齬をきたしているのではないかと。
 - ただし、産業事故対策の観点で、一定の空地を確保しておく意味はあろう。保安法などで工夫すべき。
- 敷地面積に対する緑地面積の割合の下限規制は、理由は変化したがその意義は残されているのではないかと。
 - ただし、ミティゲーション(緩和、代替)の発想を取り入れることが有効。